

医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施に関する主な論点（案）

1. 調査スケジュールと報告時期に関わる基本的な考え方

(1) 平成17年6月に調査を実施する。

〔参考〕最近の医療経済実態調査の実施月

- ・第14回調査 平成15年6月
- ・第13回調査 平成13年6月
- ・第12回調査 平成11年6月
- ・第11回調査 平成 9年9月

(2) 調査結果の報告時期を最大限1か月前倒しすることを目標に早める。

〔参考〕最近の速報値の報告月

- ・第14回調査 平成15年6月調査 同年11月26日速報
- ・第13回調査 平成13年6月調査 同年12月 5日速報
- ・第12回調査 平成11年6月調査 同年12月 1日速報
- ・第11回調査 平成 9年9月調査 同年12月 5日速報

〔注〕速報値は調査項目のうち、主として収支に係るもの。

(3) 年内の報告が診療報酬改定に係る重要な資料となることを踏まえ、従来、「速報」において報告されていた調査項目については、最終数値を「速報」として報告することとする。年内の報告に用いられない調査項目は、回答側医療機関等の負担も考慮し、極力簡素化する。

(4) 介護保険事業に係る収入のある医療機関（病院、診療所）に係る報告等については、時期を改め、「本報告」の際に報告することとし、次々回以降の調査設計の議論に供してはどうか。

2. 調査客体及び抽出率

(1) 医療機関等の抽出率は、前回同様とする。

(2) 介護保険事業に係る収入のある医療機関等の取扱について

- 病院、診療所については、前回調査と同じ調査を行う。

(参考) 第14回調査(15年6月)の集計方法

- ・介護保険事業に係る収入のない医療機関等の集計
- ・介護保険事業に係る収入のない医療機関等及び介護保険事業に係る収入のある医療機関等の医療保険に関する集計
- ・介護保険事業に係る収入のない医療機関等及び介護保険事業に係る収入のある医療機関等の集計

- 歯科診療所、保険薬局については、介護保険事業に係る収入が極めて限定的であることを踏まえ、報告は、介護保険事業に係る収入の有無で区別せず、一本化する。

(参考) 第14回調査(15年6月)における介護保険事業に係る収入なし・ありの医療機関等の数(有効回答数)

	<介護収入なしの施設>	<介護収入ありの施設>
・病院	632 (59.8%)	424 (40.2%) 《405 (39.0%)》
・一般診療所	1,036 (89.1%)	127 (10.9%) 《146 (11.7%)》
・歯科診療所	634 (98.0%)	13 (2.0%) 《17 (2.5%)》
・保険薬局	657 (93.9%)	43 (6.1%) 《128 (9.6%)》

(注) 《 》内の数値は、第13回調査(13年6月)の本報告時のものである。

3. 調査内容

(1) 調査項目は、回答する医療機関等の負担を考慮し、できるだけ簡素化する。

(2) 医療機関の機能別集計の取扱をどうするか。

- 地域医療支援病院等については、そうした機能に特化した集計ができないという制約がある中で、前回始めた調査でもあり、継続するか。

(参考) 16年度改定において「亜急性期入院医療管理料」及び「ハイケアユニット入院医療管理料」等が新設された。

<施設数>

- ・亜急性期入院医療管理料算定病院 324施設(16年7月1現在)
- ・ハイケアユニット入院医療管理料算定病院 26施設(16年9月1現在)

(3) 給与月額取扱について

- 病院調査票について、「医師・歯科医師」と一緒にしている項目を分ける。
- 病院調査票について、医療機関の種別（国公立と医療法人等）によって、病院長の賞与の取扱が異なることから、給与の比較について、年間賞与の十二分の一を加えた調査とする。
- 病院調査票について、職種別の給与と年齢との関係についても把握すべきとの考え方もあるが、どうするか。
- 診療所調査票等については、職種別の給与は調査していないが、回答する側の負担も考慮し、現状の通りの調査票とする。

(4) 借入金の調査について

- 借入金残高については、3月末現在の額を（十二分の一せずに）調査・報告するとともに、返済額だけでなく（新規の）借入金額も把握するようにする。

(5) 薬剤関係調査について

- 継続の必要性についてどう考えるか。

(6) 病院会計準則の改正に伴う調査票等の見直しについて

- 専門家の助言を受け、調査票の見直し案を作成する。

4. 集計・分析の方法

(1) 介護保険事業に係る収入あり・なしによる集計について

- 病院、診療所については、前回調査と同じ調査を行いつつ、報告については、年内は、介護保険事業に係る収入のない病院、診療所の調査結果のみを報告することとし、介護保険事業に係る収入のある病院、診療所については、時期を改め、本報告の際に報告する。

(2) 一般病院の集計についての機能別集計の取扱について

- 一般病院における抽出率の違い（一般病院は1／5、地域医療支援病院等は1／2）については、集計時に補正を行い、連続的に経年変化を見ることができるようにする。
- 収支状況について、平均値ばかりでなく、分布・ばらつきも見られるように報告の際の資料を工夫する。

5. 有効回答率を向上させるための方策について

- 調査票の簡素化
- 診療側関係団体の協力要請

6. その他

(1) 定点観測調査の試行について

- 無作為抽出の医療経済実態調査を基本としつつ、例えば、病院、診療所、歯科診療所、保険薬局の各々について、一定数を前回と比較ができるように試行調査を行うことにするか。そうする場合には、結果集計については、(年内の報告とは別途の)本報告とするか。

(2) 部門別（入院・外来別）収支分析について

[(参考) 現在、診療報酬調査専門組織（医療機関のコスト調査分科会）において、入院・外来別のコスト分析等に係る調査を行っているところ。]

(3) 損益分岐点の分析について